

令和6年度

いじめ防止基本方針

I	はじめに	P 1
II	本校のいじめの問題に対する基本姿勢	
III	いじめの定義	
IV	組織	P 2
V	いじめの未然防止	P 3
VI	いじめの早期発見	P 5
VII	いじめの対応	P 6
VIII	重大事態への対応	P 7
IX	研修	P 7
X	P D C Aサイクル	P 8

さいたま市立桜木小学校

さいたま市立桜木小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の学校教育目標「ちからいっぱい やさしく かしく たくましく」を実現するため、いじめの防止、いじめの早期発見・早期対応、いじめに対する措置の具体的な取組について、「さいたま市立桜木小学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校いじめ防止基本方針」という。）を策定する。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 すべての教職員、児童及び保護者が、「いじめは絶対に許さない」という認識をもち、いじめを許さない、見過ごさない校風を醸成する。
- 2 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに、いじめ対策校内委員会に情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 3 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、「その日のことはその日のうちに」を合言葉に、いじめの早期解決に向けて学校が組織的・機動的に対応するとともに、保護者、地域及び関係機関と連携・協力して、いじめの防止及び事後指導にあたる。
- 4 いじめられている児童の早期発見に努め、いじめられている児童を最後まで守り抜く。また、いじめの児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめの児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 5 日々の授業を充実するとともに、生命尊重「いのちの支え合い」や教師自らの体験を語るなどを通して、「希望をはぐくむ教育」を推進する。
- 6 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育、道徳教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。また、児童一人ひとりの自己存在感を高め、児童と児童、児童と教職員の間、共感的な人間関係を育む教育活動を推進する。

III いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。さらに、いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること、この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会(「いじめ防止対策推進法」第22条)

(1) 目的

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、いじめ対策委員会を設置する。

(2) 構成員

- 校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導部員(各学年1名) ○生徒指導主任
○教育相談主任 ○養護教諭 ○特別支援教育コーディネーター ○学校運営協議会委員
(PTA会長、自治会長含む)

※ 必要に応じて以下の関係者を招集する。

- ・特別活動主任 ・学校地域連携コーディネーター ・スクールカウンセラー
- ・さわやか相談員 ・PTA会長 ・学校評議員 ・桜木中学校長 ・警察関係者
- ・臨床心理士 ・スクールソーシャルワーカー ・医師 ・弁護士 ・学校生活指導員
- ・個別サポート指導員 等

(3) 会議

- ア 定例会 年3回 (学校運営協議会と兼ねて開催)
イ 校内委員会 毎月1回(すこやか委員会と兼ねて開催)
ウ 臨時会 必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催

(4) 内容

いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・教職員の共通理解と意識啓発を図るとともに、児童、保護者、地域等に対する情報発信と意識啓発、意見聴取を行う。

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には臨時会議を開催するなど情報の迅速な共有、および関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・学校の基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して機能しているかについて点検、見直しを行う。(PDCA サイクルの実行を含む。)

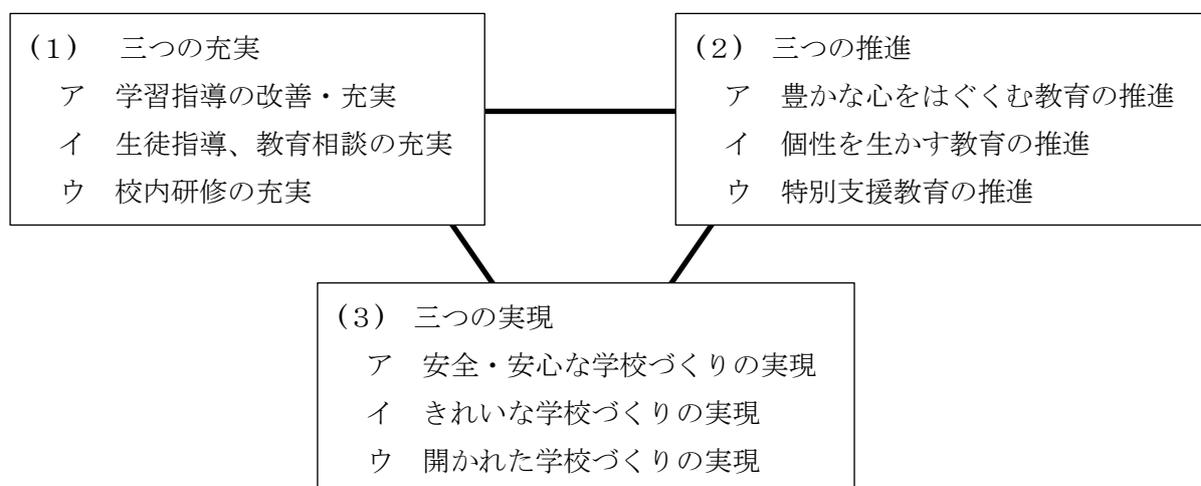
2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的 いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、児童が自主的にできることを企画・実行するとともに、いじめをしない、許さない意識を高め、お互いを認め合える人間関係の構築を進める。
- (2) 構成員 計画委員会 ※ 必要に応じて、各委員会の委員長を招集する。
- (3) 時期 各学期1回程度(毎月の計画委員会と兼ねて開催し、適宜議題に取り上げる。)
- (4) 内容
- ・仲間意識を高める児童会活動の企画・立案・実施
 - ・いじめ撲滅を目指した学級スローガンづくり及びキャンペーンの実施

V いじめの未然防止

1 希望をはぐくむ教育の推進を通して

教職員の英知を結集し、三つの充実、三つの推進、三つの実現を図る教育課程を編成・実施する。



2 特別の教科 道徳教育の充実を通して

学習指導要領総則第1 教育課程編成の一般方針に基づき、道徳教育の充実を図る。

(1) 教育活動全体を通して

- ・「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- ・道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- ・「いじめ撲滅強化月間(6月)」に、「B 主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

3 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して

実施要項に基づき、各学年や児童の実態を踏まえ、次の内容について取り組む。

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・児童会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用するなど、いじめ未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だよりやP T A広報誌等による家庭や地域への啓発活動

4 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の計画的な実施

- ・「いじめ撲滅強化月間」までに、構成的グループエンカウンター等のエクササイズを実施し、温かな人間関係を醸成し、いじめのない集団づくりに努める。また、「話の聴き方」「誘い方」等のロールプレイを計画的に行うことで、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 「人間関係プログラム」を活用した直接体験の場や機会の設定

- ・教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、コミュニケーション力の向上を図る。

5 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

全学年で「いのちの支え合い」を学ぶ授業について、指導計画に位置付け実施する。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ・第1学年 「困ったときは言ってみよう」 | ・第2学年 「困っている友達の力になろう」 |
| ・第3学年 「いやな気持ちをつたえよう」 | ・第4学年 「友達の助けになろう」 |
| ・第5学年 「悩みと上手につき合おう」 | ・第6学年 「友達のよい相談相手になろう」 |

6 スクールロイヤーの活用を通して

- (1) 第4学年を対象に、2学期にスクールロイヤーによる「いじめ予防の授業」を実施する。学校外の専門家の授業を通して、いじめ防止の知識や行動について理解を深める。毎年行っていく。
- (2) 令和6年度は教職員を対象に生徒指導の夏季研修としてスクールロイヤーによる研修を実施する。いじめの初期対応、保護者との関係づくり等を学ぶことで、日常的にできるいじめ防止のための方策を知り、考え、実施できるような体制づくりの基礎とする。

7 メディアリテラシー教育を通して

第5学年で「携帯・インターネット安全教室」を実施し、児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しく携帯電話やインターネットを利用できる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。また、必要に応じて、学校公開日に実施し、保護者への啓発を行う。

8 保護者との連携を通して

- (1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と家庭で連携して指導する。
- (2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないよう情報共有する。
- (3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせる等、心の安定を図る。

VI いじめの早期発見(アセスメント・状況把握)

1 日頃の児童観察・スクールダッシュボードの活用

ささいな変化も見逃さないよう、教職員の目と ICT を活用する。いじめであるかどうかの判断は、児童の被害性に着目しながら、組織的に行う。

○気になる行動や事象の例

(1) 朝の健康観察	<p>一人ひとりの児童の表情や声の調子を確認しながら行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ うつむきがちで視線を合わせようとしない。 ○ 遅刻や欠席が多くなる。
(2) 授業中	<p>授業への参加態度、表情、発表の様子等から、普段との違いを見逃すことのないように常にアンテナを高くして観察する。また、学級全体の児童の様子や雰囲気の変化を的確に把握するように努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発表したとき、嘲笑やからかいが起きる。 ○ 実験道具等をいつも一人で片付けている。 ○ ミシン等の道具の順番がなかなかまわってこない。 ○ 教科書等に落書きされる。
(3) 休み時間、給食・清掃時間等	<p>孤立している子がいないか、嫌がることをされている子がいないか等、できるだけ現認するように努める。また、活動の切り替え時の状況や児童の様子を注視する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 給食の時、机が離されている。 ○ 掃除の時、机がいつまでも運ばれない。 ○ 特に用事がないのに、職員室や保健室によく来る。 ○ 物を隠される。

2 「心と生活のアンケート」の実施及び結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 年間3回(4月、9月、1月)
- (2) アンケート結果の集約 実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。また、その内容について記録をとり、保存する。学年・学校全体で情報の共有を図る。

3 「桜木小学校の児童アンケート」「長期休み前アンケート」の実施及び結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施 年間8回(心と生活のアンケート実施をする以外の月)
※必要に応じて随時実施
- (2) アンケート結果の集約 実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。また、その内容について記録をとり、保存する。学年・学校全体で情報の共有を図る。

3 「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) いじめに関する簡易アンケート(原則、無記名式アンケート、保護者アンケートを実施する場合は、記名式アンケート)を機を捉えて実施し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。

- (2) いじめを認知した時は、管理職、学年主任、生徒指導主任と速やかに情報共有した上で、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。教育委員会に速やかに報告する。

4 教育相談週間及び教育相談日の設定

- (1) 教育相談週間 7月（全家庭対象） 1週間程度で行う。
5月、9月、11月（希望家庭対象）
- (2) 教育相談日 毎月末最終水曜日を目安に行う。
- ※ 教育相談週間及び教育相談日に限らず、毎日が教育相談日である旨を保護者会等で周知する。

5 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施（学校評価） 年間1回（2学期後半） ※必要に応じて随時実施
- (2) アンケート結果の集約 実施後、速やかに集計し、学年・学校全体で情報の共有を図る。
- (3) アンケート結果の活用 アンケート結果に応じて、児童及び保護者と面談を行う。また、その内容について学年・学校全体で情報の共有を図る。

6 地域からの情報収集

- ・いじめ対策委員会の構成員に地域の方を位置付ける。
- ・学校運営協議会の際にいじめ等を話題に挙げ、情報の収集を図る。
- ・放課後チャレンジスクールや土曜チャレンジスクールの指導員、防犯ボランティア等と連携し、児童に係る情報の収集に努める。
- ・3校生徒指導連絡会で情報の共有化を図る。

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

1 校長	○情報の集約、組織的な対応の全体指揮を掌理 ○いじめ対策委員会の招集、運営管理、内容や対応を教育委員会に報告
2 教頭	○校長を補佐、組織的な対応の整理
3 教務主任	○校長、教頭の補佐
4 担任	○事実確認、情報収集 ○いじめた児童への指導 ○いじめを受けた児童や通報児童の安全確保
5 学年主任	○当該学年の児童の情報収集 ○いじめた児童への指導 ○担任とともにいじめを受けた児童や通報児童の安全確保
6 生徒指導主任	○児童の情報を把握できる体制の整備 ○校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整 ○いじめの疑い 情報伝達シートやいじめ通報 受理票の周知・集約・情報の共有
7 教育相談主任	○アセスメントに基づく支援やカウンセリング等に係る、関係者間の連絡・調整
8 特別支援教育 コーディネーター	○情報収集（問題の背景に障害が要因として考えられないか）

9 養護教諭	○いじめを受けた児童のケア、カウンセリング等
10 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー	○専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童等へのカウンセリング
11 さわやか相談員	○養護教諭等とともに児童のケア、教職員と連携しての支援
12 保護者	○家庭において児童の様子を把握 ○異変を感じた時は、直ちに学校と連携、児童の安全確保
13 地域住民等	○いじめを発見時、又はいじめの疑いを認めた場合、学校等に通報又は情報提供

Ⅷ 重大事態への対応(「いじめ防止対策推進法」第28条)

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成29年3月改定 文部科学大臣決定)、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文部科学省)、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、および「いじめに係る対応の手引き」に基づいた対応を確実に行う。

1 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 等

2 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・欠席の期間は、年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

- 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、次の対応を行う。

- 1 いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- 2 校長は、いじめ事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

- 重大事態の調査の主体については、教育委員会が判断し、次の対応を行う。

- 1 学校が調査主体となる場合
 - ・学校は、直ちに教育委員会に報告する。
 - ・校長は、教育委員会の指導・支援の下、重大事態の調査組織(いじめ対策委員会)を設置する。
 - ・校長は、いじめを受けた児童及び保護者に対して、情報を適切に提供する。
 - ・学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・校長は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。
- 2 教育委員会が調査主体となる場合
 - ・校長は、教育委員会の指示の下、資料の提出等、調査に協力する。

- 重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合には、警察に相談・通報する。

IX 研修

いじめの未然防止、早期発見・早期対応、インターネット等を通じて行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高めるために、次の研修を行う。

1 職員会議

- ・学校いじめ防止基本方針の周知徹底
- ・いじめに係る情報交換
- ・取組アンケートの実施、結果の検証

2 校内研修

- ・指導方法の改善に係る研修・・・わかる授業、一人ひとりを大切にする授業、個性の伸長を図る授業、コミュニケーション力向上を図る授業、授業規律等
- ・児童理解に係る研修・・・・・・・・生徒指導、教育相談、特別支援教育等
- ・人権教育に係る研修
- ・情報モラルに係る研修

X PDCAサイクル

いじめ防止の取組の実効性を高めるため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、次のようにPDCAサイクルで点検・改善する。

1 年間の取組についての検証を行う時期(PDCAサイクルの期間)の決定

- ・検証を行う期間は、学期毎とする。

2 「取組評価アンケート」の実施時期、いじめ対策委員会・校内研修会等の開催時期の決定

- ・「取組評価アンケート」の実施時期 10月、2月
- ・いじめ対策委員会の開催時期 毎月月末
- ・校内研修会等の開催時期 6月、8月

3 いじめの問題に関する校内研修の開催時期(予定)

- ・6月：学校いじめ防止基本方針の改定に伴う研修
- ・8月：特別支援教育(教育相談)に係る研修
- ・8月：生徒指導に係る伝達研修
- ・8月：人権教育に係る研修